

## SNS上の投資グループで勧誘される詐欺的なFX取引トラブル —その仲間、信じて大丈夫?—

近年、全国の消費生活センター等には、FX取引（外国為替証拠金取引）に関する相談が寄せられており、特にシニア層を中心に増加傾向が見られます。

寄せられた相談を見ると、SNSやインターネット上の広告、SNSで知り合った人からの紹介等をきっかけにSNSの投資グループに誘われ、そこでFX取引を持ちかけられるという新たなパターンが目立つようになってきました。消費者は投資グループ内での指示通りに、指定された個人名義の口座に次々とお金を振り込みますが、最後はお金を一切引き出せなくなるという詐欺的な手口です。

### 主な相談事例

- 【事例1】退職金の運用を学ぶためにSNS上の投資グループに参加し、FX取引をしたが出金できない
- 【事例2】FX取引で口座から出金を申し出たところ、口座残高の半分の証拠金を要求された
- 【事例3】SNSで知り合った人から投資グループに誘われ海外FX取引を行ったが、出金時に税金を請求された

### 消費者へのアドバイス

#### ① SNS上の投資グループに注意してください

SNS上の投資グループで勧誘される詐欺的なFX取引トラブルに関する相談が多く寄せられています。将来の生活資金に不安を感じたり、退職金の運用を検討している中、「簡単にもうかる」「自分も成功した」等と言われると、その甘い言葉に流されてしまいがちですが、確実にもうかる話はありません。

また、オンライン上のFXの取引画面では利益が出ているように見えても、画面自体が架空であり、実際の取引が行われていない場合があります。FX業者とオンライン上のみでのやり取りしかしていない場合、本当に実在しているのか確認できず、トラブルが起こった際に連絡が取れなくなってしまいます。実在が確認できない事業者や人物から振り込み（送金）の指示があっても決して応じないでください。

#### ② 振込先に個人名義の口座を指定された場合、絶対に振り込まないでください

通常のFX取引で個人名義の銀行口座を使って入金させることはありません。

また、FX業者と異なる名義の口座を指定することもあります。指定された口座が個人名義の場合やFX業者以外の名義の場合には詐欺の可能性が高いため、絶対に振り込まないでください。なお、万が一振り込んでしまった場合は、振込先の金融機関にも問い合わせを行いましょう。振込先が国内の預金口座等であれば、振り込め詐欺救済法に基づく届け出ができます。

#### ③ 無登録業者との取引は行わないでください

FX取引を行う場合は、必ず金融商品取引業の登録の有無を確認しましょう。海外で金融商品取引のライセンスを持つ業者であっても、日本で登録を受けずに、日本に居住する者に対して金融商品取引を業として行うことは禁止されています。

登録の有無については金融庁のホームページで確認できます。掲載されていない無登録業者との契約は行わないでください。

#### ④ FX取引の仕組みがよく分からなければ契約しないでください

FX取引は、仕組みや契約内容が難しくリスクの高い取引です。FX取引では、元手となる証拠金よりも大きな金額の取引ができますが、為替相場の変動等によって、預けた証拠金以上の多額の損失が出てしまう可能性があります。取引の仕組みをよく理解せずに契約することはやめましょう。

#### ⑤ 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

※消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。【国民生活センター】

SNS上の投資グループで勧誘される、  
詐欺的なFX取引トラブルにご注意!



- ☑ SNS上の投資グループにご注意!  
→ 確実にもうかる話はありません。
- ☑ 振込先が個人名義の口座であれば絶対に振り込まない  
→ 通常のFX取引で、個人名義の口座に入金させることはありません。
- ☑ 無登録業者との取引は行わないでください  
→ 必ず金融商品取引業の登録の有無を確認してください。

2024年1月

国民生活センター

### ★クイズ★当り前じゃない! 「返品」

問題：ショッピングモールでかばんを即買い!でも家に帰って見てみると、イメージした色と何か違う。気に入らないので返品したいと思っている。返品できるでしょうか?

- ① レシートがあって8日間以内であれば返品できる
- ② タグを取って（開封して）いなければ返品できる
- ③ クーリング・オフできる
- ④ 一方的な都合で返品はできない



※答えは裏面

困ったとき、心配になったときは、  
消費者ホットライン

いやや  
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

# スポーツジム等の契約トラブルにあわないために －契約・解約時に確認したいポイント－

## 主な相談事例

- 【事例1】ピラティスの1年間継続コースを契約して、利用開始前に解約を申し出たが、違約金を請求された
- 【事例2】1年半前にスポーツジムの解約をしたはずが、クレジットカードから料金の引落としが続いていた
- 【事例3】オンラインヨガ教室の無料お試しキャンペーンに申し込んだら、通常プランに自動更新され、月会費が引き落とされていた。無料登録のつもりだったので、返金してほしい
- 【事例4】スマートフォン上で手続きを行うスポーツジムの契約をしたが解約できない。事業者にも電話しても繋がらず、店舗で聞くこともできないので困っている

## 相談事例からみる特徴と問題点

①利用開始前など早期の申し出であれば無条件で解約できている消費者が多い

スポーツジム等の契約に限らず、契約は当事者間の合意や規約の内容に従うことになります。

②消費者が解約の希望を伝えたものの、正式に解約できていないまま料金の引落としが続くケースがみられる

消費者は解約の希望をスタッフに口頭で伝えることで、解約手続きが完了したものと理解していますが、それだけでは正式に解約できておらず、料金の引落としが続いているケースがみられます。

③体験やお試しプランの終了後に契約が自動更新されることについて消費者が認識していないケースがみられる

④無人のスポーツジムやオンラインレッスンについて解約等の手続きや問い合わせをしたくても連絡が取れない

消費者が解約等の手続きや問い合わせのために事業者にも電話やメールをすると、電話が繋がらなかったり、メールの返信がなかったりして、連絡が取れないケースが目立ちます。

【国民生活センター】

## スポーツジム等の契約トラブルにあわないために

－契約・解約時に確認したいポイント－

●契約する前に気を付けることは？

- 解約時（休会時・退会時）の連絡先や精算方法、プランの期間等について確認しましょう
- 体験やお試しプランの場合、自動更新の有無等について確認しましょう

●解約するとき気を付けることは？

- 解約の手続き方法や申し出期間を十分に確認しましょう

●事業者と連絡が取れない場合は？

- 複数の連絡手段で問い合わせましょう

不安に思った場合は早めに消費生活センター等に相談！

⇒相談は188へ



2024年1月

国民生活センター

## 《コラム》怖い空き家問題

～県消費者法務専門員：中川まな美（弁護士）～

みなさんの周りに空き家はありますか。ひょっとしたら、ご自身の実家が空き家になっている方もいらっしゃるかもしれません。

徳島県では、近年、空き家がどんどん増えています。平成30年の調査によると、徳島県の総住宅数に占める「利用予定のない空き家」の割合（空き家率）は、10.3%となっており、現在では、空き家率ももっと高くなっていると考えられます。要するに、建っている住宅のうち、少なくとも、10軒に1軒程度は、空き家ということです。

空き家があると、どんな困ったことがあるのでしょうか。誰も住んでいないと、家は、すぐに損傷が進みます。外壁や瓦等が落ちたり風で飛んだりして、他人にけがをさせたり、他人の物を壊してしまった場合、所有者は損害賠償をしなければなりません。動物が住み着くと、不衛生だし、悪臭が発生し、周辺環境が悪化します。樹木が隣の家にはみ出して行って、ご迷惑をおかけすることになるかもしれません。

空き家を所有している方は、このような事態にならないよう、定期的に空き家を見に行き、壊れたところを修繕したり、木や草の管理をする必要があります。また、必要に応じて、空き家を解体することも検討しなければなりません。けれども、遠くに住んでいるとか、高齢であるという理由で、定期的に空き家に行くことが難しい場合もあります。また、解体等にかかる費用を出すことができない場合もあります。

徳島県内の各自治体では、空き家の管理や活用について、相談窓口を設置しています。また、空き家の解体について補助金を出してくれる自治体もあります。空き家に心当たりのある方は、お近くの役場等に早めに相談してみたいかがでしょうか。

★クイズの答え 正解：④ 一方的な都合で返品できない

「返品する」とは、売買契約を一方的に「解約する」ということです。いったん契約をすると、「法的な責任が生じる約束」なので拘束力があり、一方的に契約をやめることはできません。返品（解約）できることが「当たり前ではない」ということを覚えておきましょう。

返品（解約）に応じてくれることもあります。あくまでも店のサービスです。購入した店に問い合わせてみましょう。

## お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shouhi/>

